

令和8年8月24日

大阪公立大学

公的研究費の不正使用に関する調査結果について

I. 調査に至る経緯

令和6年12月2日、公立大学法人大阪監査室から大阪公立大学研究推進課研究公正担当に対し、令和6年度内部監査の結果、研究費の不適切な支出があるとの情報共有があった。大阪公立大学研究費の取扱いに関する規程（以下「研究費の取扱いに関する規程」という。）に基づき、予備調査を実施し、令和7年1月8日に本調査の実施を決定した。

II. 調査

1. 調査体制

研究費の取扱いに関する規程第15条第1項に基づき、調査委員会（学内委員5名、学外委員1名）を設置し調査を開始した。

新年度になり委員長交代に伴い調査委員会委員を追加・変更（学内委員6名、学外委員1名）し、引き続き調査を実施した。

令和7年3月13日～令和7年3月31日 調査委員会 委員

委員長 金澤 真理	大阪公立大学 学術研究・研究公正担当副学長（内部委員）
委員 綿野 哲	大阪公立大学 工学研究科 研究科長（内部委員）
委員 徳尾野 徹	大阪公立大学 工学研究科 都市系専攻 専攻長（内部委員）
委員 山口 隆司	大阪公立大学 工学研究科 教授（内部委員）
委員 平井 俊則	大阪公立大学 本部事務機構学務部 部長（内部委員）
委員 永榮 久仁子	リードリーフ法律事務所 弁護士（外部委員）

令和7年4月1日～令和8年6月26日 調査委員会 委員

委員長 寺北 明久	大阪公立大学 学術研究・研究公正担当副学長（内部委員）
委員 綿野 哲	大阪公立大学 工学研究科 研究科長（内部委員）
委員 徳尾野 徹	大阪公立大学 工学研究科 都市系専攻 専攻長（内部委員）
委員 山口 隆司	大阪公立大学 工学研究科 教授（内部委員）
委員 金澤 真理	大阪公立大学 法学研究科 教授（内部委員）
委員 平井 俊則	大阪公立大学 本部事務機構学務部 部長（内部委員）
委員 永榮 久仁子	リードリーフ法律事務所 弁護士（外部委員）

2. 調査内容

（1）調査期間

令和6年12月16日（木） ～ 令和8年6月26日（金）

(2) 調査対象

調査対象者：倉方 俊輔教授（工学研究科）

調査対象研究費：令和元年度～令和5年度に支出された科研費

(3) 調査方法・手順

本調査委員会において、次の通り調査を行った。

- ・ 監査室からの報告内容及び調査結果の確認、調査方針の確認
- ・ 書面調査（経費精算書）における証憑書類の確認
- ・ 用務先実態調査
- ・ 個別確認調査
- ・ 兼業先実態調査
- ・ ヒアリング調査

Ⅲ. 調査結果

1. 不正の種別

旅費の架空請求及び重複受給

2. 不正に関与した研究者

氏 名：倉方 俊輔

所 属：工学研究科

職 種：教授

3. 不正の具体的な内容

(1) 動機、背景

調査の結果、本件不正使用に至った直接的な動機については明らかにならなかった。一方で、調査対象者は旅行後の修正申請・訂正報告といった基本的な手続を十分に行わず、実態と乖離した旅費精算が継続して行われていた。また、兼業に係る旅費精算ルールについても十分な確認がなされていなかった。

さらに、研究費に係るコンプライアンス教育の受講状況等も踏まえると、公的研究費の適正執行に必要な規程理解や手続遵守意識が十分ではなかったことが認められる。

これらの事情は、本件不正行為の発生及び継続の背景となった要因の一つであったと考えられる。

(2) 手法

- ・ 旅費の架空請求

調査対象者は、旅行前に実施予定として申請した用務を実際には行っていなかったにもかかわらず、旅行後に修正報告等を行わず、申請内容に基づく旅費の精算を行っていた。

・旅費の重複受給

調査対象者は、兼業先から同一旅行に係る旅費の支給を受けていたにもかかわらず、科研費からも同一日の旅費を受給していた。

(3) 不正に支出された競争的研究費の額及びその使途

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	699,631 円	令和元年度～令和5年度	1 人
計	699,631 円		1 人

(4) 私的流用の有無

調査委員会において確認した結果、私的流用については認定するに足りる証拠を得られなかった。調査対象者は架空請求等の事実自体を大部分認めておらず、私的流用に関する説明も得られなかった。また、架空請求を認めた旅行に関しても、学会誌の取材（用務外の活動であるが関連性はあると主張）に旅費を使用した旨の説明があり、これをもって私的流用と断定することは困難であると判断した。

IV. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

調査対象者は、研究費の使用にあたり本学の規則及び法令等遵守の意識が乏しく、公的研究費の適正執行に関する倫理観が著しく不足していた。

また、旅行前の申請内容と実際の用務内容に相違が生じた場合に必要なら、事後の適切な修正手続きを軽視し、実態と乖離した精算を常態化させたことが不正の要因である。

(2) 再発防止策

構成員に研究費執行ルール及び不正防止の重要性を十分理解させ、もって研究費の適正な執行管理を確保するため、業務マニュアルの掲載場所を明示した周知文を、全学委員会において、各所属長に対し構成員への周知を依頼するとともに、研究費不正使用防止ハンドブックの周知徹底を図り、構成員が容易に参照できる環境を整備する。また、研究費使用に係るコンプライアンス教育の受講管理を徹底し、全構成員が毎年度必ず受講する仕組みを強化する。

V. 公表時までに行った措置

なし

今後、人事委員会において当該研究者の処分を審議予定